

役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人上宮学園（以下「法人」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員・評議員（ただし、いずれも学校法人上宮学園の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員 of 年額報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 6,000,000 円
- (2) 常務理事 3,000,000 円
- (3) 非常勤理事 支給しない
- (4) 監事 150,000 円(5・12・3月に分割支給とする)
- (5) 評議員 支給しない

2 第1項第1号並びに第2号の常勤役員には、学校法人上宮学園職員給与規程の通勤手当を給する。

3 非常勤の役員並びに評議員の手当は次のとおりとする。

- (1) 理事会議出席日当 1日 10,000 円
- (2) 評議員会議出席日当 1日 10,000 円
- (3) 上記の他、法人行事に係る業務のための勤務 日当 1日 10,000 円

(報酬等の支給方法)

第3条 役員及び評議員の報酬等の支給日は、毎月20日とする。ただしその日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

2 月の中途において就任又は退任した場合は、全額支給する。

3 非常勤の役員並びに評議員の手当は、理事会出席等法人運営のための業務に当たった都度支給する。

(経理の単位)

第4条 役員及び評議員の報酬等の支給は、法人本部にかかる予算から支出するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決するところによる。

附 則

この規程は、令和2年5月28日から施行する。